

2020年5月27日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

U A ゼ ン セ ン  
会 長 松浦 昭彦  
(公印省略)

## 「新しい生活様式」における 労働者の安全確保、働き方に関する要請

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言が解除された後も、治療薬・ワクチン等が効果を発揮するまで、影響が長期にわたる可能性が指摘されている。日本には一定期間のショックには十分耐えられる経済力がある。冷静に国民全体で助け合い、感染防止、雇用と事業の維持、損害や負担の大きい人への支援に集中することが重要である。

感染の再拡大に備えて万全の対策を講じるとともに、外出自粛や休業が求められる場合には、雇用と事業の維持に向け、スピーディーに支援が実施できるよう施策を体系化し整備する必要がある。そしてなにより、感染が再拡大することのないよう、感染を防止しながら社会経済活動を継続できる対応をしていく必要がある。「新しい生活様式」において労働者が安全に働き、生活を維持していくことができるよう下記のとおり要請する。

### 記

#### 1. 「新しい生活様式」に対応する労働者の安全確保と働き方の支援

- (1) 感染予防と社会経済活動の両立に向け、新型コロナウイルスのPCR検査、抗原検査、抗体検査等について、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業を中心に優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種について考え方を示すこと。
- (2) 検査を拡大し、速やかに感染を遮断するには、各国と同様、隔離中の所得保障が必要であり、労働者が新型コロナウイルスに感染したり、疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、2週間の病気有給休暇を創設すること。使用者が支払う病気有給休暇中の賃金等の費用は政府が補填するとともに、個人事業主等も同様の給付が得られるよう措置すること。あわせて、企業が休業中に賃金を支払った場合に傷病手当金との併給調整をしないこと。

- (3) 医療、介護労働者はもとより、感染リスクの高い業務を行っている労働者に対して、マスク、消毒液、防護服など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止のための事業所の改装、必要な資材等への助成を行うこと。なお、マスク、消毒液等、政府が企業に増産依頼したものについては、生産・在庫状況を常に把握し、必要に応じて政府が買い取るなど過剰供給による市場の混乱を防止すること。
- (4) 事業者が安全衛生委員会等、労働者参加のもと、新型コロナウイルス感染のリスクアセスメントと対策の実施を義務づけ、感染予防を徹底すること。感染予防対策の計画・実施に当たっては、専門家の派遣や設備投資の支援等、必要な助成を行うこと。また、企業が安全配慮義務をつくしていない場合に、労働者が就労を拒否した場合は会社都合休業扱いとするよう通達を発すること。
- (5) 業種・企業ごとに在宅勤務者の割合の目標設定を義務付け、達成に向け専門家の派遣等を含め必要な助成を行うこと。働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）の助成期間を2021年3月末まで延長し、助成率を3分の2に引き上げること。また、厚生労働省、経済産業省、総務省、地方自治体等の支援制度の連携をはかり、どの窓口においても必要な支援制度が使えるよう整備すること。
- (6) 小売業、サービス業など消費者と接する業種の事業主が、消費者とのトラブルを防止しながら、適切な感染対策を実施できるよう、政府は、「新しい生活様式」とともに、該当業種の「業種別ガイドライン」について、テレビCMなどを利用し、広く国民に広報すること。また、トラブル発生時における警察署等の相談窓口を明確にし、店舗への周知を徹底するとともに警察官の巡回・立ち寄りを強化すること。
- (7) 感染リスクが高い業務を行っている労働者等に対する第三者からの差別的な言動を抑止するために、国、自治体が抑止のための更なる強いメッセージを発したうえで、刑法違反に該当する場合は厳密に対処すること。あわせて、企業に対しては、6月1日から義務化されるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針、特に、「顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組」の周知を強化すること。
- (8) 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業の労働者が必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。その際、保育を受ける子どもの数の抑制について、国が責任をもって対応を行うこと。なお、保育所等の休園、児童の受け入れ

縮小に伴い、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、地方自治体が公定価格や補助金を減額しないよう取り計らうこと。

- (9) 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業の労働者の過重労働は、感染予防対策の徹底に障害となるとともに免疫力を低めることにもなる。過重労働防止のための措置を強化するとともに、失業なき労働移動によるワークシェアリングを促進するための施策を強化すること。特に、医療・介護労働者については、過重労働と感染リスクによる離職を防ぎ、潜在有資格者の復職を促すためにも、国の責任において感染予防に取り組む労働者を広く対象とした特別手当を支給すること。

## 2. 雇用の維持、事業の継続と倒産防止対策の強化

- (1) 雇用調整助成金については、度重なる特例拡大を踏まえて内容を整理、簡素にし、スピーディーな給付を実施すること。その際、当面 2020 年内は、生産指標要件は問わずに助成し、助成額上限を引き上げ、有期雇用、短時間労働者の増大を踏まえ大企業も中小企業と同じ助成率とすること。また、休業中は社会保険料の支払いを免除すること。なお、検討中の新しい給付金については、雇用調整助成金を利用した場合に労働者が受け取ることのできる休業手当の金額の引き下げにつながらないようにすること。
- (2) 有期雇用労働者、派遣労働者の雇止め防止のため、雇用調整助成金支給の際の「解雇等を行わない場合」の判断基準の周知を徹底すること。また、事業者間の労働者派遣契約の一方的な内容変更や解約が横行しないよう指導を行うとともに、派遣先がやむを得ず自らの都合により労働者派遣契約を解除する場合には、労働者派遣法第 29 条の 2 の措置（新たな就業の機会の確保、休業手当等の支払に要する費用の負担等）をとるよう指導を徹底すること。
- (3) 失業なき労働移動を促進するため、雇用調整助成金の助成対象となる出向の期間を「2 週間以上 1 年以内」に拡大するとともに、産業雇用安定センター等を介した出向あっせんを強化すること。また、労働移動支援助成金の特例措置を実施し、活用を促進すること（再就職支援コースの特例区分の助成率を年齢・企業規模にかかわらず 4 / 5 とする。早期雇入れ支援コースの優遇助成に事業所の所定労働時間を 2 % 以上短縮した場合を新設するなど）。
- (4) 倒産多発を防ぐため、資金繰り融資支援が実施できない場合に、日本政策投資銀行や地域経済活性化支援機構等による資本注入支援等に移行できるように連携を徹底

すること。また、中小企業対象に行っている各種資金繰り支援を全企業対象とすること。

- (5) 今後も新しい生活様式のもと、乗客者数の増加が見込めないことから、旅客自動車運送事業（タクシー業）が有償で貨物運送が行える範囲を、食品や日用品の宅配も対象にする。また、新型コロナウイルス感染者を受け入れる施設（医療・介護・ホテル等）への旅客自動車運送事業（タクシー業）が有償で行う運送料については、政府が責任をもって補填を行うこと。

### 3. 医療提供体制の強化および治療薬、ワクチン開発の推進

- (1) 院内感染を防止するため、医療従事者への感染検査、発熱外来の整備、病院受診時の患者の感染リスク確認等の措置を促進し、支援を行うこと。また、オンライン診療推進のための設備投資に向けた支援を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルスのワクチンや治療薬の開発に向けたあらゆる支援を強化し、安全保障の観点からも、国内ワクチン開発および原薬等の生産に向けた資金、設備投資に対するさらなる追加の支援を行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染者を受け入れる施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応をすることのないように地方自治体が適切な人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応せざるを得ない場合には、安全衛生管理を徹底すると共に、医療従事者と同様に、防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。以上を「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」を改定するなどして、政府として地方自治体に促すこと。

以 上